

問い合わせ先

指導農業士制度に関すること

- 東京都産業労働局農林水産部農業振興課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
☎03-5320-4835
- 東京都農業振興事務所

農務課農政担当	☎042-548-4862
中央農業改良普及センター	☎042-465-9882
西多摩農業改良普及センター	☎0428-31-2374
南多摩農業改良普及センター	☎042-674-5971
- 東京都大島支庁産業課農務担当 ☎04992-2-4431
- 東京都三宅支庁産業課農務担当 ☎04994-2-1312
- 東京都八丈支庁産業課農務担当 ☎04996-2-4514
- 東京都小笠原支庁産業課産業担当 ☎04998-2-2125

指導農業士による研修に関すること

- 公益財団法人 東京都農林水産振興財団 農業振興課
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1
☎042-528-1357



東京農業の
担い手育成に
ご協力
いただける方へ



平成
31年度

東京都 指導農業士 募集のご案内

東京都産業労働局



印刷番号/31(21) 古紙パルプ配合率80%再生紙を使用

農業の楽しさを伝え、 地域農業の発展・活性化に繋げる。

「指導農業士制度」は、農業の担い手不足を背景に、国の働きかけにより全国に広まった制度です。優れた農業経営を確立しつつ、担い手の育成に指導的役割を果たしている方が、各知事から「指導農業士」に認定されています。全国では45都道府県で約1万人の指導農業士が認定され、情報交換、研究活動などの自主的な組織活動及び各地域の農業振興や担い手育成のために活躍しています。

都では、平成28年度に「東京都指導農業士制度」を創設し、東京農業の未来を見据え、次世代のリーダーを育てる指導者として「東京都指導農業士」を認定しています。

東京都指導農業士になるためには

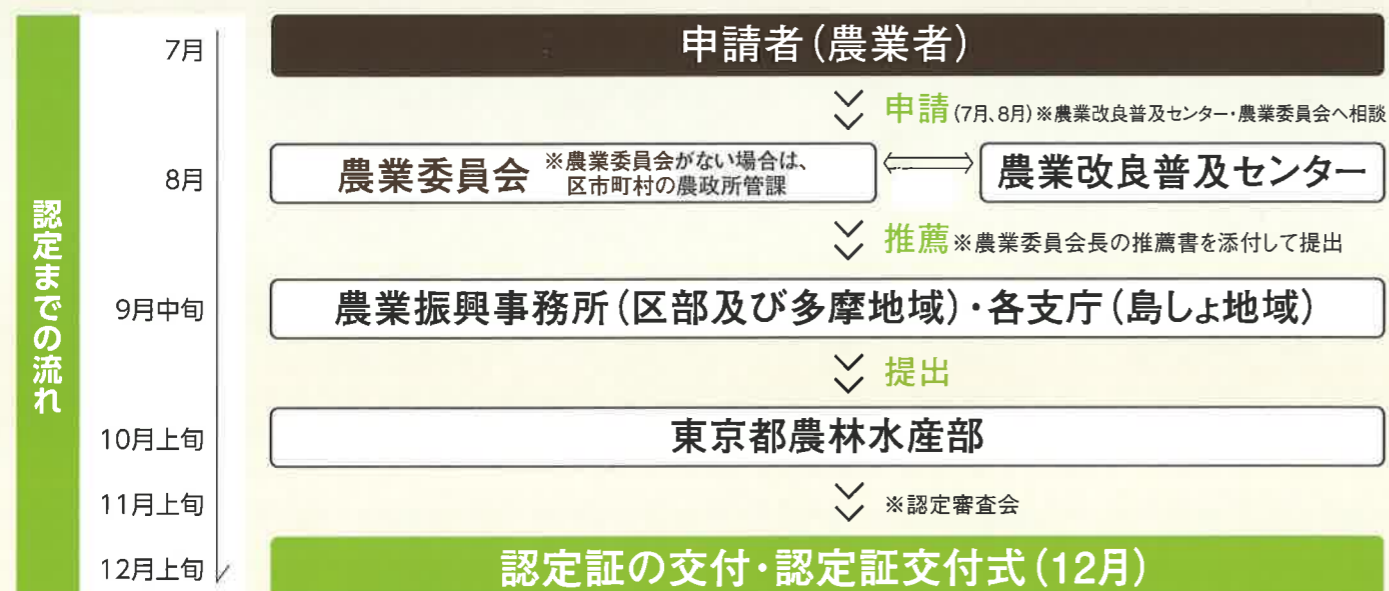


認定のしくみ

東京都指導農業士になるには、本人からの申請が必要になります。農業改良普及センター又は農業委員会に事前相談の上、農業委員会に必要書類を提出してください。

※申請書等の様式や記載例は、東京都指導農業士HPをご参照ください。

東京都 指導農業士 🔍 検索



東京都指導農業士になるための要件

東京都指導農業士になるためには、以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①東京都内に在住し、東京都内で農業に従事していること
- ②農業技術、経営管理能力に優れた経営者であること
(経営主でない場合も、経営に積極的に参画し責任を分担していると認められる場合は該当します)
- ③認定農業者又はそれと同等と認められる農業者であること
- ④東京農業の担い手育成に理解と熱意があり、積極的な指導ができること
- ⑤農業体験研修又は農業技術研修の受入れが可能であること
- ⑥女性や青年農業者が活躍できるよう、家族経営協定の締結等の環境整備を実践していること、又は深い理解を示していること



東京都指導 農業士の役割

東京都指導農業士は、東京で農業を始めようとする方や就農して間もない新規就農者に対し、研修等を通じて農業経営に役立つ技術はもちろん、農業の面白さや厳しさを伝える活動を行っています。また、地域農業の振興や、女性や青年農業者が活躍できる環境づくりの推進活動も、東京都指導農業士の役割となっています。



東京都指導 農業士になると

(公財)東京都農林水産振興財団が実施する農業体験研修又は農業技術研修(※)の受入れ依頼があります。

研修は、受講希望者とのマッチングを経て開催されず(研修時期や研修内容は事前に調整します)。

※農業体験研修(5日間程度):都内への就農を希望する方を対象とした研修で、農作物の栽培や出荷作業の体験を通じて東京農業を学びます。

※農業技術研修(20日程度):都内への就農を準備中の方や農業後継者等を対象とした研修で、実践的な栽培技術や経営手法等を学びます。

研修について

研修受講者の要件▶

農業に関心があり東京都内で就農を希望する方、
農業技術を習得したい東京都内の新規就農者等であること

研修の流れ

- ①研修を希望する方が、(公財)東京都農林水産振興財団に学びたい内容や研修期間などを相談し、農業体験研修等申込書を提出します。
- ②(公財)東京都農林水産振興財団は、研修生と指導農業士等のマッチングを行います。
- ③(公財)東京都農林水産振興財団にて、研修計画を作成します。
- ④研修受入先の指導農業士等のほ場や畜舎、作業場等で研修を実施します。
- ⑤研修終了後、研修生と研修受入先は研修報告書を作成し、(公財)東京都農林水産振興財団に提出します。

